

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人創志学園
②設置大学名称	環太平洋大学
③担当部署	大学事務局総務課
④問合せ先	086-908-0200（代表）
⑤点検結果の確定日	平成 8 年 10 月 1 日
⑥点検結果の公表日	平成 8 年 10 月 1 日
⑦点検結果の掲載先 URL	専用ページ作成後に確定
⑧本協会による公表	専用ページ作成後に確定

【備考欄】

--

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目１－１①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	本学は、建学の精神「挑戦と創造の教育」のもと、「教育とスポーツの融合」「時代の求める教育の追求」「教育する者も教育される者も共に成長しながら教え育む〈共育〉」を基本理念としている。これらを学則、大学ホームページ及び大学案内等にし、各学部・学科の教育目的と人材養成像につなげている。入学時の説明や教育活動を通じて理念の理解を促し、学生が主体的に挑戦し、他者と協働して社会に貢献する力を育む教育を実践している。また、年３回の教職員総会では理事長及び学長が建学の精神や大学運営の方針を教職員に伝えている。総会後のアンケートでは、参加者がその内容を自らの言葉で記述しており、理念の理解状況を把握している。〈共育〉の実践に関連して、毎年夏期には保護者会を開催し、教員を通じて保護者の意見を把握している。 https://ipu-japan.ac.jp/information/policy/
実施項目１－１②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	本学は、建学の精神及び教育目的に基づき、卒業認定・学位授与、教育課程編成・実施及び入学者受入れの三つの方針を定め、公表している。カリキュラム・マップ及びシラバスを通じて学びの道筋と到達目標を示し、授業評価、学生調査、GPA、進路状況等を用いて学修成果と教育上の課題を把握している。大学評価・IR室による分析、学生FD及び自己点検・評価を教育課程・授業・学生支援の改善につなげ、方針を教育活動の中で実質化する取組を進めている。2026年度夏期の教職員総会では、大学評価・IR室が三つのポリシーの意味と人材育成との関係を説明した。総会後のアンケートでは、参加教職員がその内容を自らの言葉で記述しており、方針の理解状況を確認している。
実施項目１－１③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	本学は、学長を中心とする教学運営体制を整え、教育経営会議、教授会、研究科委員会及び各種委員会の役割を関係規程に定めている。教育経営会議は全学の教育・運営に関する重要事項を審議し、内部質保証推進委員会は自己点検・評価と改善状況の確認を担う。大学評価・IR室はデータの収集・分析を通じてこれらを支援する。学部・学科及び事務組織が所掌に応じて連携し、教学上の

	課題を全学の改善につなげる体制としている。
実施項目 1－1④	説明
教職協働体制の確保	本学は、教育課程の運営、学生支援、進路支援及び内部質保証において、教員と職員がそれぞれの専門性を生かして協働する体制を設けている。学部・学科と教務、学生支援、キャリア支援等の担当部署が連携し、学生の学修と生活を支えている。学生調査及び学生 FD で把握した課題を関係部署・委員会で共有し、FD・SD 研修と日常業務の改善につなげている。大学評価・IR 室は、部局の計画・報告と学生に関するデータを整理し、教職員が共通の根拠に基づいて改善を検討できるよう支援している。また、教職員総会では部署ごとに課題解決に向けた討議を行い、その結果を全体で共有して、各部署の活動改善に生かしている。
実施項目 1－1⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	本学は、FD・SD 実施推進委員会を設け、教職員の教育力、学生支援力及び大学運営能力の向上を図っている。委員会の規程及び年度事業計画に基づき研修を実施し、事業報告と受講後の意見を次年度の計画に反映している。2025 年度は、奨学金制度、学生のストレスとメンタルサポート、ハラスメント防止等を扱う研修を実施した。学生理解と〈共育〉の実践を重視し、学生調査及び学生 FD から得られた課題を研修テーマの検討に活用している。

原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1－2①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	本学は、建学の精神及び教育目的の実現に向け、「環太平洋大学 中期計画書（2025 年度から 2030 年度）」を策定し、「学生確保」「教育開発」「環境整備」を重点項目としている。内部質保証、教学マネジメント、学生参画、学生支援、研究、地域連携及び国際交流等を計画に位置付け、各部局の年度事業計画に具体化している。教育・研究の充実と、それを支える組織・財務・施設整備を関連付け、学生及び地域・社会に対する教育上の責任を継続的に果たすための計画としている。 https://ipu-japan.ac.jp/information/activities/internal-quality-assurance/
実施項目 1－2②	説明
計画実現のための進捗管理	本学は、中期計画を踏まえた部局の年度事業計画と事業報告により、取組の進捗及び課題を把握している。大学評価・IR 室は、事業計画・報告と学生調査、学修及び

	進路に関するデータを横断的に整理・分析する。内部質保証推進委員会及び教育経営会議は、これらを改善の検討資料として用い、次年度の事業計画と改善方策につなげている。学生 FD 及び外部評価の意見も課題の把握に活用し、教育活動と大学運営を継続的に点検している。
--	---

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1 ①	説明
社会の要請に応える人材の育成	本学は、教育、スポーツ、経営及び国際的な分野の専門性を通じて、社会で実践的に活動できる人材の育成を目指している。授業、実習、ゼミナール、課外活動及び地域との協働を結び付け、課題を発見し、多様な人々と協力して解決する力を養う。教員・保育者等の養成、スポーツと健康に関わる人材育成、企業や地域で活躍する人材育成を進めるとともに、通信教育課程等を通じて社会人の学びの機会を提供している。学修・進路の状況を点検し、社会の要請と学生の成長に応じた教育改善を進めている。実学教育の一環として、各学科では課題解決型学習（PBL）を重視し、教育分野のアウトリーチ実習、体育分野の体力測定活動、経済経営分野の商品開発事業など、学外の現場と接続した学修機会を設けている。
実施項目 2－1 ②	説明
社会貢献・地域連携の推進	本学は、地方自治体、教育機関、企業及び医療・福祉団体等との連携を基盤に、教育、スポーツ、健康、福祉及び文化に関する地域課題に取り組んでいる。学生団体「IPU ブリッジ」による教育支援、体育会によるスポーツ指導・地域イベントへの協力、ゼミナール等の地域課題を扱う実践的な学修を展開している。地域を学生の学びの場としながら、大学の知見と人材を地域へ還元する〈共育〉を重視し、学生の成長と地域社会への貢献の両立を図っている。また、アウトリーチ実習、地域での体力測定、商品開発事業等の PBL を通じ、学生が地域や企業の課題に向き合い、教育研究の成果を社会へ還元している。

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2 ①	説明
多様性を受容する体制の充実	本学は、多様な背景を持つ学生が安心して学べるよう、学部・学科、学生支援、国際交流及び相談支援の担当組織が連携している。外国人留学生には学修・生活面の支援を行い、障害等により支援を必要とする学生には相談

	を通じて合理的配慮を検討し、関係教職員で共有している。メディカルセンター等による健康・心理面の相談、人権及びハラスメント防止の取組、教職員研修を通じて、相互理解と尊重に基づく教育環境の整備を図っている。
実施項目 2－2②	説明
役員等への女性登用の配慮	学校法人創志学園は、寄附行為第35条第6項において、評議員の選任に際し、年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮することを定めている。これにより、評議員の構成に多様な視点を取り入れるための制度上の配慮を明示している。

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	学校法人創志学園は、寄附行為において理事の定数を6名とし、理事選任委員会を理事の選任機関として定めている。同委員会は、理事会が選任する理事2名と評議員会が選任する評議員1名で構成し、理事の選任に先立って評議員会の意見を聴き、十分に参酌する手続としている。理事の資格・構成要件と任期を定め、理事長は理事の中から理事会が選定する。選任に関する役割と手続を寄附行為に明示している。
実施項目 3－1②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	学校法人創志学園は、寄附行為において、理事会が法人の業務を決定し、理事の職務執行を監督する役割を定めている。予算・事業計画・中期的な計画等の重要事項は、決定に先立って評議員会の意見を聴く仕組みとし、理事会と評議員会の役割を区分している。理事会の招集、議決及び議事録の作成・保存を規定し、理事長及び副理事長による職務執行状況の定期的な報告も定めることで、監督と記録による透明性の確保を図る制度としている。
実施項目 3－1③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	本学では、自己点検・評価の結果について外部評価委員から意見・助言を収集し、その内容を教職員総会等で共有している。教職員総会には一部の理事も参加しており、本学の教育研究活動、内部質保証及び改善課題に関する情報提供の機会となっている。理事を対象とした研修機会についても、更なる充実に向けて検討を進める。

原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3－2①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	学校法人創志学園は、寄附行為において監事を評議員会の決議により選任し、理事・評議員・法人職員との兼職を認めないなど、監事の独立性を確保する制度を定めている。理事が監事の選任議案を評議員会に提出する際には、監事の過半数の同意を要する。会計監査人も評議員会の決議により選任し、その選任等に関する議案の内容は監事の過半数で決定する。選任主体と手続を区分し、監査を受ける側からの独立性に配慮した制度としている。
実施項目 3－2②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	学校法人創志学園は、寄附行為において、監事による法人の業務・財産及び理事の職務執行の監査と、会計監査人による計算書類等の監査を定めている。監事は、必要に応じて会計監査人に監査に関する報告を求めることができる。監事及び会計監査人による監査報告を通じて、業務と会計の両面から法人運営を点検する仕組みとしている。
実施項目 3－2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	学校法人創志学園は、寄附行為において、監事が理事及び職員に事業の報告を求め、業務及び財産の状況を調査できることを定めている。監事の理事会及び評議員会への出席・意見陳述並びに会計監査人への報告請求を通じて、監査に必要な情報を得るための制度を設けている。また、文部科学省が実施する学校法人監事研修会等の外部研修について、監事への情報提供を行い、監査に関する知識及び専門性の向上を支援している。

原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	学校法人創志学園は、寄附行為において、評議員を職員 2 名、設置校の卒業者で 25 歳以上の者 1 名及び学識経験者 4 名の計 7 名とし、評議員選任委員会が選任することを定めている。同委員会は、理事会が選任する理事 2 名と評議員会が選任する評議員 2 名で構成する。評議員の資格・構成要件を規定し、選任時には年齢、性別及び職業等に著しい偏りが生じないように配慮する。属性ごとの構成と選任手続を明示した制度としている。
実施項目 3－3②	説明
評議員会運営の透明性の	学校法人創志学園は、寄附行為において、評議員会が法

確保及び理事会との協働体制の確立	人の業務・財産及び役員の業務執行について意見を述べ、諮問に答え、報告を求める権限を定めている。理事会は予算・事業計画・中期的な計画等の重要事項について、あらかじめ評議員会の意見を聴く。評議員会の招集・議決・議事録保存の手続、理事長・副理事長・監事の出席と説明に関する義務を定め、理事会との協働と相互牽制を支える制度としている。
実施項目 3－3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	学校法人創志学園は、寄附行為において、評議員会への事業報告及び決算内容の報告・意見聴取等を定めている。また、本学では自己点検・評価の結果について外部評価委員から意見・助言を収集し、その内容を教職員総会等で共有している。教職員総会には一部の評議員も参加しており、大学の現状や改善課題に関する情報提供の機会となっている。外部研修等の活用も含め、更なる研修機会の充実に向けて検討を進める。

原則 3－4 危機管理体制の確立

実施項目 3－4①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	本学は、危機管理に関する規程及びマニュアルを基盤に、危機管理監と関係部署が連携する安全管理体制を設けている。防火・防災避難訓練、AED 及び災害備蓄品の整備等を通じて、学生・教職員の安全確保に取り組んでいる。各キャンパスでは、自然災害発生時には緊急連絡体制を活用し、状況に応じて教職員・学生等の安否確認や必要な対応を実施している。各キャンパスの対応手順及び事業継続計画の整備状況を確認し、全学的な危機管理体制の更なる充実を図る。
実施項目 3－4②	説明
法令等遵守のための体制整備	学校法人創志学園及び本学は、寄附行為、就業・経理・個人情報保護等の関係規程を基盤に、所管部署による確認及び監査を通じて業務の適正性を点検する体制としている。本学では、人権及びハラスメント防止に関する相談・対応の仕組み、研究倫理審査及び公的研究費の管理に関する手続を設け、教職員への周知・研修を行っている。教育・研究・学生支援と管理業務のそれぞれにおいて、法令及び規程に基づく運営を支える取組を行っている。

原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4－1 ①	説明
情報公開推進のための方針の策定	学校法人創志学園は、寄附行為において、寄附行為、計算書類・事業報告、監査報告、役員等名簿及び報酬等の支給基準などをインターネットにより公表することを定めている。本学は、大学ホームページを通じて、教育目的、三つのポリシー、教育課程、自己点検・評価及び教育研究・学生支援に関する情報を公表している。法人の経営情報と大学の教学情報を社会に示し、教育研究活動とその運営に対する説明責任を果たすための情報公開を行っている。
実施項目 4－1 ②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	本学は、大学ホームページの情報公表ページと日々の教育・研究・地域連携等の発信を組み合わせ、学生、保護者、卒業生及び地域・社会へ大学の活動を伝えている。大学案内や SNS 等も活用し、教育の特色、学生の学び及び地域との協働を紹介している。大学が目指す人材育成と実際の取組を結び付けて示し、教育研究活動への理解を促す情報発信を行っている。 https://ipu-japan.ac.jp/information/disclosure/

Ⅱ－Ⅱ. 「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明